

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(例外として行える隨意契約)を適用するための大坂府財務規則に定める手続き(公表)  
の義務化)について (契約締結前)

大坂府財務規則第61条の3 (2)イ 「契約の内容」の公表

次の仕様書による

### 校内作業業務 仕様書

この仕様書は、業務委託契約書に基づく委託物件の仕様内容を定めるものである。

1. 履行場所 吹田市山田東3丁目28番1号  
大阪府立山田高校 校内  
TEL 06-6875-5010 FAX 06-6875-3427
2. 履行期間 平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日
3. 履行曜日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日 [祝日除く]
4. 履行時間 8時00分 ~ 14時00分  
( 休憩時間 1時00分 )
5. 支払条件 月末締切り、翌月20日までに、乙の指定する銀行口座へ振り込む  
※ 振込手数料は委託者(甲)の負担とする。
6. 就業条件 月曜日～金曜日、就業とする。  
但し、祝日・年末年始、その他甲の指定日は除く。
7. 委託内容等 校内敷地内のゴミ・落葉等の収集、雑草等の除草。  
植樹・植栽関連業務(低木剪定・散水)。  
事前の説明した、学校設備・備品の維持。  
納品物品の搬入  
事前に説明した、学校行事等予定表に基づく対応。
8. 特記事項 就業時間の延長又は短縮については、事前に定められた就業時間を超過又は縮小すると見込まれる場合は、甲は乙に承諾を得て、乙は就業会員にその旨を伝え、変更するものとする。  
清掃の際に不良個所を発見した時は係員に報告するとともに、事前の説明に基づき対応する。  
その他、この仕様書に記載のない事項が発生した場合は、甲・乙誠意をもって協議する。